

平成26年度 政策大綱

大綱指針

1 はじめに

地方自治体を取り巻く近年の社会経済情勢は、本格的な人口減少社会の到来、長引く景気の低迷、都市間競争の激化など、大変厳しいものとなっています。

当市においても、少子高齢化の進展などにより、老年人口が増え続ける一方で、生産年齢人口と年少人口が減少し、総人口は10万人を割り込むことが目前に迫っています。

これを行財政運営の面から捉えると、市税収入の大幅な伸びが期待できない一方で、社会福祉費は年々増加の一途をたどり、加えて、公共施設等の大量更新期の到来に伴う財政需要の増大など、市政運営を取り巻く環境は厳しさを増していくことが見込まれます。

このような中で市政運営を行うためには、当市の魅力や活力を高め、人口減少を抑えつつ、高齢社会に対応できる持続可能な行財政の運営基盤を確立することが緊急の課題となっています。

まちの魅力と活力を高める施策を展開することで、まちに人と投資を呼び込み、まちの成長と市民生活の質の向上を図り、都市間、地域間競争に勝ち抜いていくことのできる、魅力溢れる「住みよいまち しばた」を実現していきます。

このためには、選択と集中により、市民生活や将来の成長にとって真に必要な取り組みへ重点化を図りながら、行財政改革により必要な財源を確保し、効率的、効果的な事業展開をしていくことが必要です。

今後も市民の皆様と共に知恵と工夫を凝らし、当市の豊かな地域資源と各地域の特徴を有効に活かしながら、当市に住む人、訪れる人、働く人がともに「しばたは住みよいまち」と実感できるまちづくりを進めていきます。

2 大綱指針について

平成24年度から施行したまちづくり総合計画では、当市の将来都市像として「住みよいまち日本一 健康田園文化都市、しばた」を掲げ、その実現に向けた行政活動についての基本的な方針を5つの分野別項目ごとに「基本目標」として定めています。

また、平成25年度からは新発田市行政組織において、意思決定の迅速化を図るため、部制を廃止するとともに、まちづくり総合計画の「基本目標」を担当する「政策調整監」を配置し、総合計画の推進を図っています。

一方、当市が抱える課題等に対しては、まちづくり総合計画の体系を横断して、全庁で連携を図りながら取り組む必要があります。

「大綱指針」とは、魅力溢れる「住みよいまち しばた」の実現に向けて分野、体系を超えて取り組む、「少子化対策」、「産業振興」、「教育の充実」の3つの指針と重点方針項目を示しています。

策定にあたっては、当市が抱える課題の重要性や緊急性、地域活力の強化や持続可能性の観点等を考慮し、平成26年度の市政運営の指針として設定しました。

大綱指針

少子化対策

地域全体で子育てを支え、未来を担う子どもたちを安心して産み、育てることのできる環境づくりを推進します。

【重点方針項目】

● 定住人口の増加

- ・ 住宅取得支援を通じ、少子化による人口減少、大都市への人口流出、高齢者世帯の増加による地域活動の停滞等を解消し、中心市街地の人口増と定住化を推進します。
- ・ 空き家対策を通じ、市外居住者等の定住促進と地域の活性化を図るとともに、空き家の適正管理及び使用可能な空き家の有効利用を推進します。

● 生涯を通じた健康づくりの推進

- ・ 「めざせ100彩」をスローガンに子どもから高齢者まで生涯を通じた健康づくりを実践し、生き生きと長生きできるまちの形成を推進します。
- ・ 新発田で暮らすと健康につながる、健康施策が充実した都市を目指すとともに、人口の定着と人口流入を推進し、併せて健康寿命の延伸による医療給付費の逡減を図ります。

● 子どもを安心して産み、育てることのできる環境づくり

- ・ 安心して子どもを産み、子育てに喜びを持てるよう、地域社会全体で子育て家庭を支援する環境を整備します。
- ・ 子育てに不安を持つ保護者や支援が必要な子どもを持つ保護者への相談・支援体制の充実を図り、子育ての不安や負担感の軽減を図ります。
- ・ 次代を担う子どもたちが、心身ともに健全に育つよう、保育・教育環境の整備を推進します。
- ・ 出生率低下の要因のひとつとして、未婚率が年々上昇していることから、結婚、出産へとつながる、より効果的な事業を展開します。

● 安心な暮らしを支援する福祉施策の充実

- ・ 市民一人ひとりの個性を尊重しつつ、誰もが「こころの豊かさ」と「温かなきずな」を実感できる地域社会の形成を推進し、すべての市民が生きがいを感じ、安心して暮らせるよう福祉施策の充実を図ります。
- ・ 障がいのある人も高齢者も、すべての市民がいつまでも生きがいを持ち、住み慣れた地域で社会に貢献しながら、安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。
- ・ 地域の実情に応じた福祉活動を実践するため、町内会・自治会や地域の関係団体の活動を重視しながら住民参加による福祉活動の充実を図るとともに、低所得者やひとり親世帯が自立した生活が送れるための支援を行います。

大 網 指 針

産 業 振 興

豊かな地域資源や各地域の特徴を活かした産業の育成と地域経済、雇用基盤の底上げを図ります。

【重点方針項目】

● 安心、安全で快適なまちの骨格整備

- ・ 産業・経済の基盤を支え、安全で安心して暮らせるまちとして、災害に強い幹線道路網整備を実現し、都市の動脈となる幹線道路のネットワーク化を図ります。併せて、毛細血管ともいえる生活に密着した市道整備を進めることにより、幹線道路網整備の効果をより一層促進します。
- ・ 雪国が避けて通れない雪害対策について、融雪と除雪の両面から推し進め、冬期間においても、道路のネットワーク機能が十分に発揮できるよう努めます。
- ・ 災害に強いまちづくりに向けて、防災、減災対策の強化を進めます。
- ・ 快適な生活を送るうえで欠かせない上下水道を整備し、将来にわたって維持するため、健全で持続可能な事業運営を行っていきます。

● 魅力ある中心市街地の形成

- ・ 新発田駅周辺、県立病院跡地及び水のみち等の整備を進め、魅力ある中心市街地を形成します。
- ・ 景観形成支援や住宅リフォーム支援を通じて、市民の住環境の改善と地域経済の活性化を図ります。
- ・ 中心市街地活性化基本計画の基本理念である「人が行き交い賑わいあふれるまちづくり」を牽引する核となる新発田駅前複合施設や新庁舎の建設を通じて、中心市街地の活性化を始めとした当市のまちづくりを推進します。
- ・ 中心市街地が引き続き「まちの顔」としての役割を担い続け、将来にわたり市民が快適で魅力ある生活環境を維持するため、交通の結節点である新発田駅前や周辺の整備など、中心拠点・生活拠点の形成を推進し、都市の再構築（リノベーション）と活性化を図ります。

● 地域の特性や固有の資源を活かした地域経済の活性化

- ・ 若者の定住促進と就業の場の確保を推進するため、市内事業者や関係団体と連携を図りながら、雇用開発の促進、優秀な人材の確保と育成を目的とした事業を展開します。
- ・ 地場産農産物を活用した加工品開発や販路開拓を支援し、農畜産物の生産拡大や特産化を図ります。
- ・ 農業経営の多角化による農業所得の増大と雇用の創出を図るため、農業経営の法人化や生産拡大、施設等の整備に対する支援を推進します。
- ・ 「新発田市新エネルギービジョン」に基づき、市民・事業者が一体となった新エネルギー推進体制の確立と各分野での取り組みを推進します。

● 誘客機会の創出と交流人口の増加

- ・ スポーツ資源とツーリズムの融合により、市外からの誘客機会の創出を図り、観光やそれを取り巻く産業の収益増につなげ地域経済の活性化を目指すとともに、当市におけるスポーツの活力向上を図ります。
- ・ 定期的なイベントの開催や、様々な地域資源の有効活用、空き店舗を活用した創業支援などにより、来訪者の期待感を高め、まちへの集客と賑わい創出を目指します。
- ・ 当市の自然や地域資源を活用した、首都圏への観光情報の発信や観光客の受け入れ体制の整備・充実を図り、観光誘客数及び交流人口の増加を図ります。
- ・ 既存観光施設や各地域資源の積極的な利活用を図り、観光誘客並びに交流人口の増加に結び付けるため、各施設の整備と環境の充実を推進します。

望ましい教育環境の充実と児童、生徒の知育・徳育・体育の推進を通じて、
将来を担う子どもたちの「生きる力」を育みます。

【重点方針項目】

● 教育環境の整備促進

- ・ 児童が安心、安全な教育環境で学習活動ができるよう、新発田市耐震改修促進計画に基づき、平成27年度の完了を目標に耐震化を図ります。
- ・ 少子化による児童数の減少傾向が続いている小学校を統廃合することにより適正規模化を図り、望ましい教育環境の充実を目指します。
- ・ 児童の放課後の安全、安心な居場所づくりを進め、保護者が仕事と子育てを両立できるよう支援します。

● 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成

- ・ 小中学校の連携を強化し、小学校の統廃合をスムーズに移行させるとともに、児童・生徒の学力の向上を図るため、統合予定校や学力向上への取り組みなどへ重点的に対応する体制づくりを進めます。
- ・ 標準学力検査等における、児童・生徒の学力水準が特に低い教科に対する取り組みを強化し、学力の底上げを図ります。
- ・ まちづくり総合計画の重点的取組である「食の循環によるまちづくり」の推進のため、学校給食の充実を基盤とした食育を通じて、自立して生きていくために必要な力を身につけた、将来を担う人材の育成を目指します。

● 児童、生徒、保護者への支援体制の充実

- ・ 児童・生徒の就学援助の拡充に向けた検討を進め、教育費に関する保護者の負担軽減を図ります。
- ・ 子どもたちの心のケアを行う体制を構築し、いじめや非行などを防止・抑制することで、児童・生徒にとって安全で安心な生活環境づくりを進めます。

● 歴史、地域資源の有効活用

- ・ 400年の伝統を持ち、他市にはない質と量を誇る新発田藩政史料や郷土資料などの古文書を収蔵、研究、展示するための体制づくりを推進します。
- ・ 歴史的価値のある文化財等の調査・研究並びに保存と活用を推進し、市民に歴史に対する理解と郷土愛を深めてもらうとともに、市内外に新発田の歴史・文化の魅力を発信します。

重点施策方針とは

平成24年度から施行した新発田市まちづくり総合計画では「住みよいまち日本一 健康田園文化都市、しばた」を将来都市像として掲げ、その実現に向けた行政活動についての基本的な方針を5つの分野別の項目ごとに「基本目標」として定めています。また、基本目標を達成するため41の「施策」により構成された「基本計画」を定め、平成24年度～31年度までの8年間の施策推進のための方針を示しています。

重点施策方針とは、まちづくり総合計画基本計画で定めている施策の展開に立脚した取り組みのうち、「大綱指針」として定めた「少子化対策」「産業振興」「教育の充実」に寄与することを前提として、特に平成26年度に取り組むべき施策方針を「推進する主な施策」と「その取組方針」として示しています。

今後は、推進する主な施策に対しては、最小の経費で最大の効果となるよう、限られた財源を有効活用しながら、取組方針に沿った展開内容を検討するとともに、新たな事務事業の提案や既存の事務事業の改革・改善策を考え、効率的、効果的な行政運営を推進します。

基本目標 I

生活・環境

■ 防 災

○ 防災基盤の強化による地域で支え合う災害に強いまちづくり

市の防災基盤の強化を図るため、防災行政無線のデジタル化を進めます。

消防ポンプ自動車の更新により、消防団の機動力の向上を図るとともに、火災出動・消火体制の強化に努めます。

緊急時における迅速な情報伝達手段の確保に向けた、津波防災対策を進めます。

■ 道 路

○ 産業・経済の基盤を支える「みちづくり」 ～災害に備えたみちづくり～

安全で安心して暮らせるまちとして、災害に強い都市の動脈となる幹線道路のネットワーク化を図るため、2環状8放射を軸とした幹線道路網の整備を推進します。併せて、毛細血管ともいえる生活に密着した市道整備や既存橋梁の長寿命化を進めることにより、幹線道路網整備の効果をより一層促進します。

雪国が避けて通れない雪害対策については、融雪施設の整備と除雪体制の強化の両面から推し進め、冬期間においても、道路のネットワーク機能が十分に発揮できるよう努めます。

■ 公共交通

○ コミュニティバスの運行 ～生活の足を持続的に確保～

川東地区及び沿線住民の生活の足を合理的・持続的に確保するため、学校統合に伴うスクールバス導入計画と連携し、地域と行政が共に支えるコミュニティバスの運行を進めます。

■ 自然環境保全

○ 松林の持つ多面的機能の再生

松くい虫防除対策により、紫雲寺地区をはじめとする松林の保全を図るとともに、松林保全に対する啓発を進めることで荒廃を防止し、景観や防砂・防風等の松林の持つ多面的機能の再生を図ります。

■ 上・下水道

○ 都市機能の基盤、力強く安定した未来を約束する上下水道事業の推進

快適な生活を送るうえで欠かせない都市機能である上下水道については、安定したサービスの提供、有収率の向上、健全経営の維持を念頭に事業を進めます。また、少子高齢化をはじめとする社会経済状況の変化を踏まえ、既存施設の統廃合と計画的かつ効率的な整備を行い、持続可能な経営を推進します。

■ 住宅・住環境

○ 住環境の改善と地域経済の活性化

中心市街地住宅取得支援により市外からの定住を促進するとともに、空き家対策を通じて、空き家の有効活用と適正な管理を推進します。

住宅リフォーム支援により、市民の住環境の改善と地域経済の活性化を図ります。

■ 景 観

○ 景観形成の推進

「水のみち構想」に基づき、市街地中心部を流れる新発田川の沿線を趣のある「水のみち」として整備を進めます。併せて、景観形成支援事業の対象範囲に「水のみち」沿線を加えるとともに、補助対象を拡充し、市街地の景観形成を推進します。

■ 公園・緑地

○ 県立新発田病院跡地の整備促進

県立新発田病院跡地において、市民が憩い・安らぎを感じる環境形成を図るとともに、有事の際、避難する市民の安全を確保しつつ、仮設住宅等に活用できる防災機能を持たせた公園としての整備を進めます。

■ 中心市街地整備

○ 魅力ある中心市街地の形成

公共交通の結節点である新発田駅の駅東地下通路のバリアフリー化や駅東交通広場の整備を進め、市民や駅利用者の利便性を向上させ、安全で快適な空間を確保するとともに、賑わいのある空間の創出を図ります。

中心市街地活性化基本計画の基本理念である「人が行き交い賑わいあふれるまちづくり」を牽引する核施設として、図書館「一般書館」や子育て支援施設機能等を有する新発田駅前複合施設や新庁舎の建設を通じて、中心市街地の活性化を始めとした当市のまちづくりを推進します。

基本目標 II

健康・医療・福祉

■ 健康づくり

○ 健康で丈夫な体をつくり・守る ～健康づくりと健康管理の推進～

「めざせ100彩」をスローガンに子どもから高齢者まで生涯を通じた健康づくりを実践し、生き生きと長生きできるまちの形成を推進します。

小児期のむし歯予防と生涯に渡る歯科保健の向上を目指し、健康寿命の延伸を図ります。

新発田で暮らすと健康につながる、健康施策が充実した都市を目指すとともに、人口の定着と人口流入を推進し、併せて健康寿命の延伸による医療給付費の逡減を図ります。

■ 地域福祉

○ 安心な暮らしを支援 ～地域福祉の充実～

市民一人ひとりの個性を尊重しつつ、誰もが「こころの豊かさ」と「温かなきずな」を実感できる地域社会の形成を推進し、すべての市民が生きがいを感じ、安心して暮らせるため福祉施策の充実を図ります。

地域の実情に応じた、地域福祉活動を実践するため、町内会・自治会や地域の関係団体の活動を重視しながら、住民参加による福祉活動の充実を図るとともに、低所得者世帯やひとり親世帯等が自立した生活をおくるための支援を行います。

ひとり親家庭への支援体制の構築を進め、ひとり親家庭の子どもが困らないよう、生活の質の向上と経済的不安の解消を図ります。

■ 高齢者福祉

○ 安心な暮らしを支援 ～高齢者福祉の充実～

高齢者の支援体制の充実、強化が図られるよう、医師、ケアマネージャー、民生委員、自治会、ボ

ランティアなどの関係職種とより連携を図り、介護サービス、介護予防、日常生活支援関連事業等を引き続き推進します。高齢者がいつまでも生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。

地域の高齢者に対する、よりきめ細かい把握や見守り、支援を進め、地域における高齢者の見守りネットワークの構築を推進します。

■ 子育て

○ 少子化・人口減少対策 ～子どもを安心して産み、育てることのできる環境づくり～

当市が「子育てを行うのに適しているまち」「子育てを支援するまち」であることを印象付けるため、更なる子育て支援施策を展開し、人口の定着と人口の流入を促進します。

待機児童の解消に向け、園児等の受け入れ環境の整備を進めます。

子育てに不安を持つ保護者や支援が必要な子どもを持つ保護者への相談・支援体制の充実を図り、子育ての不安や負担感の軽減を図ります。

次代を担う子どもたちが、心身ともに健全に育つよう、保育・教育環境の体制強化を推進します。

出生率低下の要因のひとつとして、未婚率が年々上昇していることから、結婚、出産へとつながるよう、より効果的な婚活イベントを実施します。

基本目標 Ⅲ

教育・生涯学習

■ 生涯学習

○ 歴史書館としての市立図書館の改修

400年の伝統を持ち、他市にはない質と量を誇る新発田藩政史料や郷土資料などの古文書を収蔵、研究、展示するため、図書館「歴史書館」の整備を推進します。

■ 学校教育

○ 小学校耐震化推進及び統廃合による教育環境の充実

児童が安全、安心な教育環境で学習活動ができるよう、新発田市耐震改修促進計画に基づき、耐震補強が必要な小学校校舎等について、平成27年度の完了を目標に耐震化を推進します。

少子化による児童数の減少傾向が続いている小学校の適正規模化を図るため、統合小学校の整備を進め、望ましい教育環境の実現を目指します。

○ 教育費の保護者負担の軽減

経済的理由で就学が困難な児童・生徒に対する就学支援を推進するため、「準要保護児童生徒の支給費目」の拡充に向けた検討を進め、教育費に関する更なる保護者の負担軽減を図ります。

○ 児童・生徒の学力の向上

統合予定校や学力向上への取り組みなどへ教職員が重点的に対応する体制づくりを進めることで、小中学校の連携を強化し、小学校の統廃合をスムーズに移行させるとともに、児童・生徒の学力の向上を図ります。

標準学力検査等において、学力水準が特に低い教科に対する取り組みを強化し、児童・生徒全体の学力向上を図ります。

○ いじめの対応と児童生徒の心のケア

子どもの心のケアを専門とするスクールソーシャルワーカーによる支援体制の構築を進め、いじめや家庭環境を含めた子どもの心のケア対応を通じて、いじめや非行などの防止・抑制を図り、児童・生徒にとって安心で安全な生活環境づくりを進めます。

○ 学校給食の充実と食育の推進

まちづくり総合計画の重点的取組である「食の循環によるまちづくり」の推進のため、学校給食の充実を基盤とした食育を通じて、自立して生きていくために必要な力を身につけた、将来を担う人材の育成を目指します。

■ 青少年育成

○ 児童の放課後支援体制の充実

児童の放課後の安心、安全な居場所づくりを進め、保護者の仕事と子育ての両立支援を図るとともに「地域のこどもは地域で育てる」体制づくりを推進します。

■ 文化財

○ 歴史的価値のある文化財等の活用

歴史的に価値が高く、保存すべき市内の歴史的建造物や価値のある文化財等の調査、研究を推進し、今後の保存と活用に向けた総合的・包括的な基本計画を策定するための基礎資料の収集を進めます。併せて、市民に歴史に対する理解と郷土愛を深めてもらうとともに、市内外に新発田の歴史・文化の魅力を発信します。

■ スポーツ・レクリエーション

○ スポーツツーリズムの推進

当市の大規模体育施設を利用する合宿やトップチームの試合などの誘致と必要な施設整備を進め、スポーツツーリズムを推進します。スポーツ資源とツーリズムの融合により、市外からの誘客機会の創出を図り、観光やそれを取り巻く産業の収益増につなげ地域経済の活性化を目指すとともに、当市におけるスポーツの活力向上を図ります。

■ 産業連携

○ 産業連携による地域経済の安定化

地場産農産物を活用した加工品開発や販路開拓を支援し、農畜産物の生産拡大や特産化を図ります。製品に関するプロモーションとリサーチを行い、収集した情報の分析に基づいた販路開拓と支援を進めます。

■ 商工業

○ 商工業の振興による地域経済の活性化

地域経済の下支えと維持発展のため、金融支援や新たな地域ブランドの創出に向けた検討を進めます。

新たな工業団地の整備検討を進め、雇用開発と産業育成を図ります。

■ 農林水産業

○ 農産物・水産物の生産・販路拡大と基盤強化

農業経営の多角化による農業所得の増大と雇用の創出を図るため、農業経営の法人化や生産拡大、施設等の整備に対する支援を推進します。

薬草や健康農産物等の特産化に向けた栽培実証や企業との結びつきの強化に向けた検討を進めます。

新松塚漁港で水揚げされる水産物を新たな地域特産品とするため、漁業共同利用施設の整備を行います。

農業・漁業の経営体制の確立を図るため、農業・水産業振興の基盤となる、ほ場や用排水施設、漁港施設等の整備・機能強化を行います。

■ 観 光

○ 観光誘客数・交流人口の増加 ～首都圏からの誘客促進～

当市の自然や地域資源を活用した、首都圏への観光情報の発信や観光客の受け入れ体制の整備・充実を図り、観光誘客数及び交流人口の増加を図ります。

コンベンションの誘致やインバウンド対策の推進により、首都圏や海外などからの誘客を促進します。

○ 観光資源の積極的な利活用

既存観光施設や各地域資源などの観光資源の積極的な利活用を進め、観光誘客数並びに交流人口の増加に結びつけるため、各施設の整備、改修や誘客に向けた環境の充実を図ります。

■ 中心市街地活性化

○ 中心市街地の活性化と賑わいの再生

定期的なイベントの開催や、様々な地域資源の情報提供、空き店舗を活用した創業支援などにより、来訪者の期待感を高め、まちへの集客と賑わい創出を目指します。

平成25年度に策定した中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地が引き続き「まちの顔」としての役割を担い続けるよう、計画事業の進捗を図ります。

■ エネルギー

○ 新エネルギー推進体制の確立と着実な事業展開

「新発田市新エネルギービジョン」に基づき、市民・事業者が一体となった新エネルギー推進体制の確立に向けた検討を進め、各分野での取り組みを促進します。

小水力・木質バイオマス発電等の実施可能性の検討を進めます。

■ 雇 用

○ 安定した雇用の創出と有能な人材の確保

若者の定住促進と就業の場の確保を推進するため、市内事業者や関係団体と連携を図りながら、雇用開発の促進、優秀な人材の確保と育成を目的とした事業を展開します。

基本目標 V

市民活動・行政活動

■ 行政改革

○ 都市のリノベーションの推進

中心市街地が引き続き「まちの顔」としての役割を担い続け、将来にわたり市民が快適で魅力ある生活環境を維持できるようにするため、新発田駅前複合施設や新庁舎等の整備を通じ、都市機能の効果的な整備、再配置を進めることにより、中心拠点・生活拠点の形成を推進し、都市の再構築（リノベーション）と活性化を図ります。

○ 新庁舎の建設 ～着実な工事の実施～

現本庁舎は老朽化に伴い耐震性が危惧され、狭あい化、窓口の分散化など様々な問題を抱えています。市民サービス・行政効率の向上を目指し、「改正耐震化促進法」の耐震化期限である平成27年度末までの完成を目指して新庁舎建設に取り組みます。